

知的財産を活用したアグリビジネス

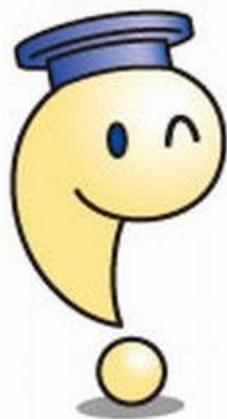
日本弁理士会 東海会
知的財産支援委員会
加藤 祐介

弁理士とは

弁理士は、いわゆる士業の1つ。

弁理士法4条

「弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする」



弁理士は、知的財産の創出や、知的財産権の取得、活用をサポートする専門家。

登録商標「はっぴょん」
第4586465号

知的財産権とは

特許権

特許：自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの「**発明**」を保護。

⇒例：洗濯技術

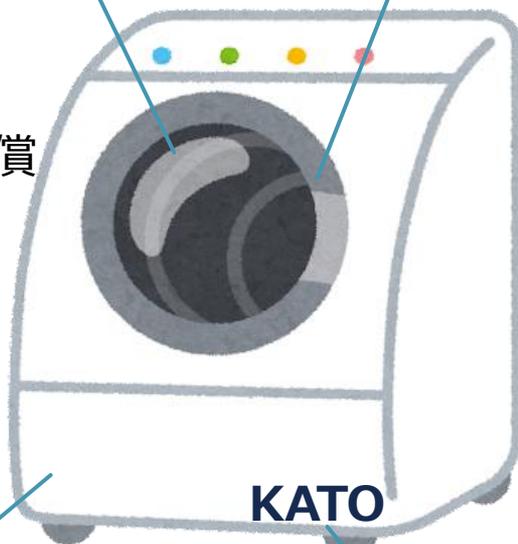
特許制度は発明公開の代償として特許権を付与する

意匠権

物品の美的な外観として

(1) 「物品」「建築物」「画像」の
(2) 「カタチ・模様 (+色)」という2つの要素からなる**デザインを保護**

⇒例：洗濯機の特徴的なデザイン



実用新案権

物品の形状、構造又は組み合わせに係る「**考案**」を保護

⇒例：開け閉めしやすいフタの形状

引用：経済産業省 特許庁 2019年『事例から学ぶ商標活用ガイド』第2版



商標権

商品・サービスに使用する「マーク」。マークに化体した企業や商品の「**信用**」を保護

⇒例：ブランド名、商品名

知的財産権とは

育成者権（種苗法）

新たに植物品種を育成した者が品種登録によって得られる権利。
登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。

⇒例：「とちおとめ」「シャインマスカット」など

著作権

文芸、学術、美術、音楽プログラム等の精神的作品を保護。
©マークは、会社や個人などに『著作権（Copyright）』があることを意味している。『C』は、『Copyright』の頭文字。

その他の知的財産権

- ・営業秘密（不正競争防止法）
- ・回路配置利用権
- ・商号
- ・地理的表示（GI）

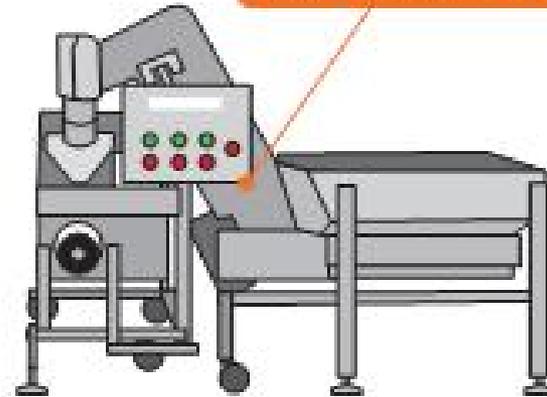
アグリビジネスでの知的財産の適用例

新品種（育成者権）

栽培方法
（ノウハウ／特許）



加工機械等の技術（特許）



ブランド（商標）
伝統的産品の名称
（地理的表示）



特許権の効果

特許権を取得できれば、次のような効果が期待できます。

①商品やサービスなどの長期独占

特許権を取得していれば、第三者の参入を抑制できる。自身による商品やサービスの独占販売が長期（最長20年間）にわたり可能となる。

②競業他者の市場参入を遅らせる

先に特許権を取得された競業他者は、新たに技術開発を行う必要があるため参入に遅れを取ることになる。

③その他

- ・ 自身の実施の確保（他人の特許非侵害）
- ・ 発明者への奨励
- ・ 商品等の顧客吸引力の向上
- ・ ライセンス収益

農林水産分野の特許の例

(1) バラの切花栽培方法（特許第 2003777 号）

バラの株の枝葉部をアーチ状に折り下げることにより、株元に光が十分に当たり、高品質なバラが季節を問わず安定的に育つところに特長があります。

【特許技術活用のポイント】

世界7カ国（日本、オランダ、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国、台湾）で特許が取得されています。また、この栽培法に関する研究会が設立され、その会員にのみ実施許諾がされる仕組みをとり、特許のライセンス料が徴収されています。

さらに、ライセンス収入を活かしてさらなる技術の改良が行われています（特許第 2137238 号、第 2139951 号）。また、「アーチング」という名称について商標登録を行い（商標登録第 2607855 号）、普及活動にも力が入れられています。



【出典】特許第 2003777 号公報

【活用の効果】

高品質のバラを安定的に出荷することができ、栽培農家に高い収益性をもたらしました。バラ切り花栽培面積において高いシェアを誇っています。

(2) カボチャの空中栽培法（特許第 2509148 号）

ビニールハウスの骨組みにネットを張り、ツルを這わせて空中で着果させ、効果が網糸で損傷しないようにネットの内側に入れて完熟させるところに特長があります。

【特許技術活用のポイント】

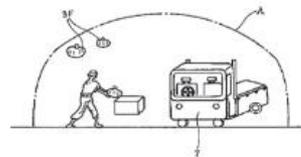
秘匿化が難しい栽培方法等について特許が取得されています（特許第 2509148 号）。

また、生産体制を構築するため、「北海道空飛ぶパンプキン生産組合」が設立され、生産者の品質責任等の教育を徹底しています。

「空飛ぶパンプキン」という名称（商標登録第 2597162 号）を用いて一般のカボチャと差別化されて販売されています。

【活用の効果】

果実が地面に接触しないため変色・変形果が生じません。また、果実全体を俯瞰できるため熟期を確実に判断できます。さらに、管理作業中に茎葉を損傷させることが少なくなり、かつ立ち作業が多くなるため、管理・集荷作業が軽労化しました。



【出典】特許第 2509148 号公報

商標権の効果

商標権の主な機能

- ・ 自他商品等識別機能
- ・ 出所表示機能、
- ・ 品質保証機能
- ・ 広告宣伝機能

商標権の効果

① 長期でのブランド育成

商標を使う権利を独占できるので、安心してブランドへ投資することができ、長期的にブランドを育てることが可能。

商標権を得ず他人の商標権を侵害すると、自分のブランドを後から変更しなければならなくなる事態も起こり得る。

② 模倣品の排除

商標権を確保し、差止や損害賠償請求等の法的措置を通じて模倣品を排除することで、差別化されたブランド価値を守ることができる。食品の模倣品を放置すると、ブランド価値が傷つくこともある。

③ ライセンス許諾

農林水産分野の商標の例

ネーミング	ロゴマーク	キャラクター	認証マーク
ゆめぴりか			
(商品：米)	(商品：うどん)	(商品：杉材)	(商品：魚介類)

[出典] 商標登録公報

【ブランド化された製品と一般的製品の価格差】

ブランド	同種製品との価格差
夕張メロン (商標登録第 2591067 号) 	1.7 倍
関あじ (商標登録第 5005587 号) 	9.4 倍

[出典] 内閣府「地域の経済 2017 第 2 章第 2 節『地域ブランド』の経済分析」

品種登録とは

品種登録できれば、次のような効果が期待できます。

①登録品種の独占的な利用

育成者権が発生すると、その権利者（育成者権者）は、一定期間、登録した新品種の種苗そのものや、収穫物、加工品の生産や販売を独占できる。権利を他人に譲渡することも可能。

②ライセンス許諾

第三者に、育成者権に基づいて、その品種の生産等をするを許諾すれば、許諾料（ライセンス料）を得ることも可能。

品種登録の例

品種登録	品種の特徴と活用
<p>植物種：Vitis L. (ブドウ属) 品種名「シャインマスカット」 (品種登録第 13891 号)</p> 	<p>大粒で食味が良く、種がなく皮ごと食べることができる。 東北から九州まで広く普及し、全国規模で生産が拡大。</p> <p>育成者権の海外展開の必要性 「シャインマスカット」の苗木が、中国等海外に流出し、海外で無断に栽培生産された事例が報告されています。無断栽培の成果物の日本への逆輸入による被害の他、海外の潜在的マーケットの喪失等の問題が指摘されています。いちご品種の韓国での無断栽培についても同様の指摘がされています。 このような場合、海外で品種登録（海外での育成者権取得）を行うことが対策の一つとなります。</p>
<p>植物種：Gentiana L.(リンドウ属) 品種名「ラブリアシロ」 (品種登録第 10424 号) ほかも多数</p> 	<p>「育成者権」と「商標権」とをミックスして活用 商標登録：「安代りんどう」 「ASHIRO-RINDO」等 (商標登録第 5173992 号ほか)</p> <p>【知財ミックスのメリット】 安代りんどうブランドの確立 登録商標を更新することにより、「安代りんどう」ブランドの永続的な使用が可能</p> <p>育成者権の海外展開 海外での育成者権取得（品種登録）： 例：ニュージーランド、チリ、EU 海外での商標登録： 例：ニュージーランド、チリ、EU、米国、中国</p> <p>【育成者権の海外展開のメリット】 南半球（NZ、チリ）でも栽培し、輸出することにより周年供給体制を構築 海外での無許可栽培の防止、ブランドの無断使用、模倣防止に効果的</p> <p>この他、品種登録や商標登録に加えて、輸送技術や温度管理ノウハウの蓄積・管理も、海外輸出の際に重要なポイントとなっています。</p>

【出典】 農林水産省品種登録ホームページ

品種登録と商標権とを用いた知財戦略の例

	とちおとめ	あまおう	スカイベリー（とちおとめの後継）
品種名	「とちおとめ」	「福岡S6号」	「栃木i27号」
育成者権者	栃木県	福岡県	栃木県
商標	<p>× * 「とちおとめ」は商標ではない。</p> <p>後継品種「スカイベリー」で、あまおうと同様の戦略を展開。</p>	<p>「あまおう／甘王」 * あかい、まるい、おおい、うまいの頭文字。一般公募で決定。 ・区分：第31類（果実、野菜、苗）</p>	<p>文字商標「スカイベリー」 図形商標「イチゴを模した図形」 ・区分：31類（野菜、苗）に加え29類（加工果実）30類（菓子・パン）等に拡大。</p>
知財戦略	<p>とちおとめ戦略： 生産者の間で品種を広く伝え、種苗の販売数を上げる。 ⇒果実（いちご）ではなく種苗。 最長25年の権利。</p>	<p>あまおう戦略： 「福岡S6号」以外の品種にも商標「あまおう」を使用可能。 ⇒ターゲットは、果実イチゴの消費者。 10年更新で半永久権。</p>	<p>「栃木i27号」を原料とした加工品の商標は、栃木県の管理要領に従って許諾申請必要。 ⇒商標の不正使用を防止。 ・図形商標と文字商標により権利範囲を広くしている。</p>
外国商標	×	○中国・香港・韓国・台湾	○中国・EU・US等。 中国で他人に「SKYBERRY」「天空草莓」等が取得されたため、マドプロ出願。

知的財産権や弁理士は、
みなさんとともに。



ご清聴ありがとうございました！